

【J GAP/ASIA GAP 認証 登録公表の一般原則】

- (1) 認証書および付属書に記載された登録範囲(生産サイトおよび取扱い施設)でのみ、ご利用いただきますようお願いいたします。
- (2) 一般社会、市場に対し認証書またはその一部の使用を含め、登録された GAP 認証についての不正確な言及、または誤解を招く、あるいは登録範囲を逸脱すると考えられる公表を行わないでください。
- (3) 認証機関および/または GAP 認証の評価を損なわせる、もしくは社会的信用を失墜させる方法で登録の公表を行わないでください。

《ステッカーのご利用に関する注意事項》

- (1) 認証登録された農場における「生産サイト、取扱い施設」での利用と共に、認証品目の生産に利用する所有車両、および重機等にもご利用いただくことができます。
- (2) 団体認証の場合、所属する農場においても上記と同様に利用することができます。

以上